

令和5年1月31日

主要公共施設の利用条件・制限の解除について

(令和5年2月6日から)

施設の利用に当たっては、新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止のため、利用条件・制限を付していましたが、令和5年1月27日付けで国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されたことから、令和5年2月6日から公共施設の利用条件・制限を解除いたします。

なお、基本的な新型コロナウイルス感染症対策は、継続して実施いたしますので、ご協力をお願いします。

また、詳細については、施設を所管する担当課等へご確認ください。

○基本的な新型コロナウイルス感染症対策について

- ・ 入口及び施設内における手指の消毒又は除菌を行います。
- ・ 咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気を徹底します。
- ・ 利用者の事前健康チェック等を促します。
- ・ 貸出しする備品については、十分な消毒又は除菌を行います。
- ・ 次のいずれかに該当する場合は、施設のご利用をお控えください。

(1) 利用日に症状（発熱、息苦しさ、だるさ、咳又は咽頭痛など）がある場合

(2) 利用前7日以内において、症状（発熱、息苦しさ、だるさ、咳又は咽頭痛など）がある場合

(3) 利用前7日以内に新型コロナウイルス感染症と診断された場合

(4) 利用前5日以内に、新型コロナウイルス感染症と診断された方との濃厚接触がある場合